

【平成25年度組織・機構改革について】

（一問目）

平成25年度の組織・機構改革について伺います。様々な分野・視点で常に改革をしていくことは重要なことであり、積極的に進めて頂くことに異論はありません。ただ来年度の組織・機構改革の中で、行財政再建対策監及び再建対策室の廃止については、疑問があります。市長は、施政方針説明で、「本年度で最終年次となる「新・豊中市行財政改革大綱」が当初の役割を果たし終えたことから、行財政再建対策室を廃止する」と述べられました。大綱の期限云々ではなく、現状の豊中市の財政状況、行政組織体制や体質を踏まえると、まだまだ行財政再建対策監や対策室を廃止するほど優れた状況や体制、体質になったとは言い切れないのではないかと思います。

一方で、市長は「行財政の弾力性と持続可能性を常に念頭におきながら、行政改革を不断に取り組んでいくことを約束する」とも述べられました。市長の改革理念を実現、達成していくためには、行財政再建対策監や対策室は、まだまだ必要な存在ではないかと思いますが、市長のご見解をお聞かせ下さい。

また、今、行財政再建対策室を廃止することは、市役所内外に対して、市の行財政改革に対する意欲が薄れた、もしくはその必要性がなくなったと誤解を与えかねないと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

一方、教育委員会事務局においては今回の機構改革で部制を廃止する案となっています。改革をするということは何か課題があるから実行するはずですが、そもそも部制を敷いていたことによる課題は何だったのか、教えて下さい。

<答弁>

組織機構にかかわりますご質問にお答えします。

この間、行財政再建対策監および行財政再建対策室を設置してまいりました主な意義は、本市の行財政構造上の課題を抽出し、改革の方向性を明らかにするとともに、必要なしくみづくりを行うことでありました。その取り組みにつきましては、『新大綱』の完了とともに、一つの区切りをつけることができたと考えております。

一方、実際に改革を実施してまいりますのは、従来も今後も各所管部局であります。したがって、本市はこのたび明確化した改革の方向性に沿って、引き続きたゆむことなく取り組んでまいります。

また、これを機に本市が市政運営の新たなステージへ移行し、豊中の未来を創造する取り組みに挑戦していくというメッセージも込めたものでありますので、よろしくお願いたします。

教育委員会事務局内の組織再編についてのご質問にお答えいたします。

現在の教育委員会事務局の組織は、教育次長直轄及び教育推進部、生涯学習推進部で組織され、学校教育、社会教育を含め様々な教育課題の解決にあたっております。しかしながら、それぞれの教育課題については、部の領域を超えて存在しており、部独自の対応だけでは解決できないものも多く、部を超えたこれまでに以上に横断的な対応が極めて重要となってまいります。

来年度の組織再編では、事務局内における部制を廃止することにより、様々な教育課題への対応や学校教育をはじめ、社会教育、スポーツ振興など幅広い分野にわたる

教育行政を一体的に推進し、事務局内の意思決定をより迅速かつ的確に行うことで、スピーディーな課題の解決と更なる組織強化を図るものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

(二問目)

組織・機構改革について再度伺います。経常収支比率95%以下を達成したと言っても、昨年11月に行財政再建対策室が発行されたTOMORROWによると中核市の平均は90.3%で、中核市全体のワースト5に依然として入る状況です。また、市債残高も未だ1700億円余りもあります。さらに、ここ数年、実質収支黒字を継続しているとはいえ、基金からの繰り入れ運用や土地売り払い収入など臨時的財源に依存しています。また、退職手当債を発行しなければ、退職金が支払えない状況が続いています。こういった状況でも豊中市の財政状況は再建され、行財政再建対策室としての役目は終わったと感じておられるのでしょうか、ご見解をお聞かせ下さい。そもそもこれまでの業績や成果を考えますと、行財政再建対策監や行財政再建対策室を廃止するメリットがないようにも思えるのですが、市の見解をお聞かせ下さい。

また、行政総務室として総務部に編入されると、これまでのように独立した部署として、他部局や他の課の事業内容、業務内容に対して、厳しい視点でチェックや評価が出来なくなるのではと危惧しますが、ご見解をお聞かせ下さい。

一方、教育委員会については、現在の部制を敷いたのが平成23年からで、たった2年しかたっていません。先ほどの答弁の内容ではそもそも2年前の部制を敷いた理由が見えませんが、教育を取り巻く社会状況は2年前もさほど今と変わらないと思いますが、あらためて平成23年度に部制を敷いた理由をお聞かせ下さい。

<答弁>

組織機構にかかわります再度のご質問にお答えします。

これまで行財政再建対策室は、財政状況の背後にある行財政構造の課題を抽出し、その改革を推進してまいりました。

その構造改革の方向性に一定の道筋がつけましたところから、今回、行財政再建対策室廃止の提案をいたしましたものであります。

この組織改編は、メリット・デメリットという論点にもとづく判断というよりも、設置当初の使命を果たしたいいわゆる期間限定型の組織は、一定の区切りがついた時期をもって閉じる、という考えに基づくものであります。

今後におきましても、持続可能な財政基盤の確立に向け、引き続き取り組みを進める必要があると考えますが、このたび道筋をつけました構造改革の継続工程を着実に実施することにより、一層の財政健全化が図れると考えております。

つづいて、事業・業務の評価や改善につきましては、これまでも各部局は所管する事業などを自ら検証し改善してきたところであります。さらにこの間、事業計画から事務事業評価に至るマネジメントのしくみも整いましたところから、今後各部局による自律的な事業等の見直しを、より強化されると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会に関わります再度のご質問にお答えいたします。

平成22年度までの教育委員会事務局の組織体制は、総務担当と教育担当のそれぞれの教育次長を配置し組織されており、教育担当教育次長が学校教育及び生涯学習部門を所管してまいりました。

しかしながら、学校教育、社会教育を取り巻く課題は多岐に渡っており、それぞれの課題についてよりスピーディーに対応していくため、平成23年度より教育推進部、生涯学習推進部による部制を敷き、対応してまいりました。

部制を敷いたこの2年間において、それぞれの部が対応してきた課題は、部の領域を超えて存在しており、それぞれがより複雑に絡み合い、部独自での対応だけでは解決できないものも多く、教育委員会全体がより一体的・迅速に対応することがこれまで以上に重要となってまいりました。

これまでの組織体制での課題や問題点などを十分に踏まえ、来年度の組織再編につきましては、教育委員会事務局全体の内部管理事務に関する事務を「教育次長」が総括することで、事務局内の意識決定をより迅速かつ的確に行い、また、これまでの教育センターに加え、就学に関する事務、学校給食に関する事務など学校教育に関する専門的事項に係る事務を部長級の「教育監」が一元的に進めることで、教育委員会事務局の組織運営力及び、学校教育部門の強化を図ろうとするものでございますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

組織・機構改革についてですが、先ほどのご答弁から、市の計画した構造改革は、計画通りの道筋をつけるところまでできたことについては理解を示すものですが、市長も述べられたように不断の努力が必要です。今回の案で、市内外に誤ったメッセージが伝わらないよう、なお一層の説明責任が問われることになることを指摘しておきます。また、第三者として進捗状況をチェックできるのは議会だけということになりますので我々もそのことを自覚してより一層、注視していきたいと思えます。今後、各部局による自律的事業の見直しが不十分な場合は、再び行財政改革担当部署を創設することも検討していただくことを要望いたします。

教育委員会に関しては、1問目に部制を敷いていたことによる課題、2問目には2年前に部制を敷いた理由をお聞きしましたが、残念ながら今一つ理解できませんでした。今回の教育委員会内の組織機構の改革は主にガバナンスの問題であり、我々としてはどれがいい、悪いということは考えておりません。むしろ、組織としてよりよい体制に変革していくことは賛成です。しかし、それにしてもあまり積極的な理由をお伺い出来なかったというのが率直な感想です。さらに、図書館事業など生涯学習分野の部長級が一人減るということでこの分野が弱くならないか心配です。そうならないことを願っております。

【情報政策について】

(一問目)

情報政策の組織のあり方について伺います。平成23年度の組織・機構改革において、情報政策監が新設され、同時に情報政策室をどの部にも属さない単独の室として設置され、約2年が経過しましたが、以前とどのような変化や効果が生じたのでしょうか。また、情報政策監のもと、どのような政策が立案され、施策の実施につなげてきたのでしょうかお答え下さい。

<答弁>

情報政策監の設置による変化と効果と致しましては、市の業務を進める上で情報システムが欠かせないものとなっており、その管理運用を監督する者を市の組織として明確に位置付けたこと、また、情報政策に係る各部局との連絡調整やセキュリティ事故発生時において、より迅速で機動的な対応が可能になったことと認識しております。

立案された政策や実施された施策といたしましては、新しい情報セキュリティポリシーを策定し、それに基づくセキュリティ管理策を今年度から全庁的に開始いたしました。これは、システムを対象としたものから業務全般を対象とした対策へと範囲を広げ、強化する取り組みです。また、住民票や市税、国民健康保険など住民情報システムに関連する各部各課のシステムや業務を含めた最適化基本方針の策定を進めております。さらに今後は、政府が現在進めております「社会保障と税の一体改革」が実施されると、それに伴い市で管理運用するほぼ全てのシステムに影響が出ることが想定されることから、システム支援や全庁的な調整も情報政策監が担う役割と考えております。

(二問目)

情報政策の組織のあり方について再度、伺います。情報政策室の主要な役割の一つとして、情報セキュリティの強化があると思いますが、昨今の事件でもあったような成りすましによる市及び関連施設へのサイバー攻撃やサイバーテロ等への対策や、市民が被害者にならないようにするための対策についてはどの様に講じられてきたのでしょうか。これまでの取り組みと課題認識についてお答え下さい。

一方、豊中市では、2月28日までホームページ上において「情報化に関するアンケート」を実施されておりました。ホームページ上のアンケートとあわせて、アンケート用紙による配布・回収も実施されておられたようですが、情報化に関するアンケートにしては、情報収集の正確性にかなり疑問を抱いてしまうものでした。回答者の対象を絞ることが出来ていませんし、回答者の情報を正確に掴むような設定にもなっていません。さらに、同一人物が何度でも回答できるようになっておりました。まずは、このアンケートの趣旨とアンケート結果を今後の施策にどのように活かそうと考えておられるのか、お答え下さい。また、アンケート用紙の郵送配布・回収といった方法とは別に、ホームページ上でアンケートを行った目的と効果についてもお答え下さい。さらに、ホームページ上のアンケートに関しては、回答者の情報が掴めないアンケートで、自治体の電子化、情報化に対する意識調査をしていることについての見解と、回答の正確性や信憑性に課題があったかと思いますが、そのことについての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

サイバー攻撃への対策など情報セキュリティ対策の強化の取り組みと現状、課題についての質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、今般、政府機関や企業などにおける情報システムの一部が、外部からの攻撃によって改ざんされたり、不正なプログラムに感染すると言った事案が確認されているところです。

当市の取り組みと致しましては、まず、日常の対策として、ホームページなどのサーバはもちろん、職員が利用するパソコンについても、最新のセキュリティ更新プログラムの適用を確実に実施するとともに、最新のソフトウェアへのバージョンアップ等を行っております。

さらに、サーバなどのセキュリティ水準を適切に保つため、平成20年度と平成24年度に、財団法人地方自治情報センターによる診断を受け、また、平成21年度には、民間の専門機関によるセキュリティ外部監査を実施しております。いずれも、どのサーバもセキュリティ上のリスクが現時点ではないことが確認されたとともに、低危険度ではあるが脆弱性等について提案を受けたものについては、必要な措置を講じてきたところでございます。

また、市ホームページのなりすましやフィッシング詐欺によって利用者が被害者とならないように、市の電子申請サービスなどでは、第三者認証機関によって発行された証明書をサーバに設置し、ホームページが本物であるかどうか利用者が確認できるようにしています。

情報セキュリティの確保は、安全で安心な市民生活の実現と行政の業務継続にとって不可欠なものと認識しております。

今後とも、最新の技術動向などの情報収集に努めながら、情報セキュリティの強化に努めてまいります。

次に、「情報化に関するアンケート」についてお答えいたします。

このアンケートの趣旨は、平成26年度から4年間の情報化計画となる「第4次情報化アクションプラン」の策定作業を、平成25年度に行うにあたり、市民の意見を反映させるため実施したものでございます。

アンケート結果を今後整理、分析し、情報通信技術を活用した利便性の高いサービスを市民に提供できる、情報化施策に取り組んでいきたいと考えております。

また、ホームページ上でのアンケート実施の目的と効果についてですが、アンケートの方法は、満16歳以上の市民4000人を無作為に抽出し、アンケート用紙の郵送による配布・回収という方式と、加えて、ホームページ上でも、広く意見をお聞きできるよう実施いたしました。

誰もが気軽に簡単に回答できるという点で、ホームページでのアンケート実施は、一定の効果があると考えております。

あわせて、ホームページ上からの回答結果を集計する際には、様々な課題もあり、疑問をもたれることのないよう工夫してまいりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

情報政策の組織のあり方についてですが、情報政策監及び情報政策室の設置の意義や役割については一定理解しましたが、答弁を伺っていて、必ずしも情報政策監

を設置していなければならない理由がよく分からず、情報政策室を総務部などに編入しても、十分、その役割、機能が果たせるのではないかと感じました。もしくは、情報政策監を存続させるというのであれば、せめて、広報広聴課や情報公開課などを情報政策室として統合し、市の情報政策、情報管理を一手に担うぐらいのことはしなければ、監を配置し、独立した組織として存続させる意義、効果が薄いのではないかと思いますので、それらの点を今後の組織・機構改革において、ご検討頂くことを強く要望しておきます。

情報セキュリティに関しては、市で出来ることには限界があるとは思いますが、その中で、出来る限りのことを確実に行うとともに、市民が少しでもネット上での詐欺や情報漏えい等の被害にあわないような啓発や情報提供を行っていただきたいと要望しておきます。

また、情報化、IT化が進む中で、より幅広く、簡易に市民の意見が集約できる可能性のあるホームページを活用しての市民からの意見聴取については、まだまだ課題があるかと思いますが、情報の信頼性、信憑性をどのように確保していくのか十分に検討頂きながら、より効果的、効率的な意見収集の実現を目指して頂きたいと要望しておきます。

【Wi-Fi の環境整備について】 【災害時の対策について】

（一問目）

ICT政策について伺います。まず今回フェイスブックやユーチューブの活用に取り組みられることについて、広報広聴の強化策の一つとして評価致します。

それと同時に、市民がこれらを用いて、市の情報を入手しやすい環境の整備も重要であり、自治体によっては、公共施設に Wi-Fi スポットを設けるケースもあります。豊中市においては、市有施設内の Wi-Fi スポット整備について、いつ頃から、どのような調査研究をされているのか教えてください。

また災害時には市民にとって市が発信する正確な災害関連情報が重要です。そして、市のホームページは災害時における市民の重要な情報源です。そのためサーバーそのものの災害に対する安全性確保はもちろん必要ですし、災害時には市ホームページへのアクセス集中によりサイトを見る事が出来なくなる可能性も危惧されます。

このような課題についていつ頃から、どのような調査研究や対策をされているのか、お答え下さい。

<答弁>

Wi-Fiスポットの整備により、多くの市民が便利に各種情報を得られるようになるのはご指摘の通りでありまして、Wi-Fi スポットの整備のために公共施設を利用することも条件を整えば可能であると考えております。

通信事業者の責任で設置し運用を行って頂くことが基本と認識しておりますが、整備にあたっては、施設管理面や施設使用料、電気料金などの経費面、また事業者間の公平性をどのように担保するかなど、様々な課題もあります。

京都市や大阪市の事例等の情報収集を行い、通信事業者が整備するにあたっての条件等を市として明らかにすることは必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ICT政策についてのご質問のうち、当部に関わりますものにつきましてお答えします。災害時対策につきましては、3月14日から新しく稼働する市ホームページのWEBサーバーは、豊中市外のデータセンターに設置することにより、リスクの分散を図る予定です。また、緊急時には、アイコンや画像などを削除し、重要情報を優先的に発信する容量の軽いトップページへの切替えを行いますのでよろしくお願いいたします。

（二問目）

ICT政策についてですが、Wi-Fi スポットについては意見要望とします。例えば、市民が無料でWi-Fi スポットを利用できるが、使用するには最初に市のフェイスブック等を見ないと接続できないといったことが仕組みとして可能であれば市の広報にも役立つと思いますし、災害時の通信インフラとしての利用の可能性も探っていくべきではないかと思えます。業者が申し出れば検討するといった受け身の姿勢ではなく、情報政策としてWi-Fi スポットを積極的に設置していくことを検討して頂きたいと強く要望しておきます。

災害時におけるホームページの運用、サーバーの管理等については一定の検討を

され対策を講じられているということで理解しました。

ところで、最近インターネット関連会社と災害協定を結び、災害が発生した場合に、自治体から発せられる避難勧告や避難所その他さまざまな災害に関する情報に、住民の方が確実にアクセスできるようキャッシュサイトを公開してもらうことでサーバーの負担軽減を図っている自治体が出てきています。市ではこのような災害協定の検討はされているのか、お聞かせ下さい。また、災害時には様々なデマによる混乱が生じる可能性があります、どのような対応策を準備されているのか、教えてください。

<答弁>

一昨年に発生した東日本大震災におきましては、インターネットが情報発信媒体として重要な役割を果たしました。市ホームページへのアクセス集中を軽減するため、民間会社と災害協定を結び情報発信を行うことにつきましては、今後、関係部局と連携しながら、調査・研究してまいります。また、災害時に、誤った情報が流布することへの対策については、災害には、特に注意して市ホームページやケーブルテレビ、小学校などに設置している防災用スピーカーなどを活用し、正しい情報を入手していただくよう、広報誌等におきましても周知しているところですのでよろしく願いいたします。

(意見・要望)

ICT政策についてですが、災害時に正確な情報提供を行うことは非常に重要です。災害時に市の災害関連情報にアクセスできないという事態が生じないよう、民間事業者との災害協定の締結やデマによる混乱が実際に生じてしまった際の対応等を含めて、万全の備えをして頂くことを要望しておきます。

【市のホームページの更新及びリンク付けについて】

(一問目)

市のホームページについて伺います。この度、市は、ホームページを更新されますが、どのような問題意識をもって、どのようなリニューアルをされるのでしょうか。

また、従前のホームページに対しては、様々なリンクを受けていると思います。そこで、リニューアル前のホームページとの連続性、つまり同じコンテンツに対しては同じファイル名で移行されているのかを教えてください。

<答弁>

現行のホームページにつきましては、新たなホームページへの切り替えを行うこととしており、主に3点について改善を図ったところであります。

1点目は、サイト構成の見直しです。

これまでの閲覧履歴の傾向などを踏まえ、よく利用されている施設案内ページを充実させるとともに、子どもや親子向け情報を集約したキッズページを開設します。

次に、イベントカレンダーの掲載です。

いつ、どのようなイベントが開催されるのかをカレンダーの形式で掲載し、より分かりやすくご案内いたします。

最後に、スマートフォンへの対応です。

市民が今後、さまざまな利用媒体を通して閲覧されることを想定し、タッチ操作や画面の大きさなどスマートフォンからの利便性の向上を図ることと致しました。

また、CMS(ホームページ自動更新システム)の機能が充実することによりまして、新しいホームページは、障害者や高齢者の利用に配慮する指針である日本工業規格、JIS規格の等級AA(ダブルエー)を達成し、全国的にもトップレベルのものとなる予定です。

今後におきましても、利用者の評価を踏まえながら、より便利で分かりやすく、親しみやすいホームページ作りに取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

リニューアルによりまして、サイト構成等を全面的に見直しておりますことから、トップページ以外の各ページのアドレスにつきましては、変更することとなります。

既に広報誌やホームページ等で周知を行っているほか、リニューアル後に従来のアドレスをご覧いただいた場合には、アドレスを変更した旨のご案内を表示する予定です。よろしくお願いいたします。

(二問目)

市のホームページについてですが、リニューアルによってより分かりやすいサイトになるということは理解しました。しかし、トップページ以外のアドレスは変更されるので、従前の外部からのリンクはリニューアルによって切れてしまいます。

これまで市ホームページにリンクを張って下さっていた方というのは、市政に関して何らかの興味を示して頂いているということですし、市の施策を評価してのリンクであれば、それがリンク切れを起こすことで、市に損失が生じる訳です。また、お気に入り登録していた市民の方には、登録していたページをもう一度探して張りなおさなければならないという手間をおかけすることになります。

ホームページのリニューアルについて、他の自治体では、リンク切れについて様々な

対応をされています。今回、市から事前に頂いた資料によると、今回のリニューアルにあたり、これまでのホームページ運営で築かれてきたリンク、お気に入り登録などによる市民等とのつながり、これを少し軽視されているのではないかと感じます。

従前のホームページのコンテンツの中でアクセス数が多いものや被リンク数の多いものには更新されたホームページの該当ページへのリンク、もしくはリダイレクトをかけるなどの対応はできないか、またリンク切れの際に表示されるページの表現についてより親切な表現ができないか、混乱を避けるため従前のホームページについて適切な期間だけ併存させることができないかなどなど、様々な手法が取れると思います。今回のリニューアルに際して市民の方々にご迷惑をおかけすることへの配慮が足りないと感じますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市ホームページに関わる再度のご質問についてお答えします。アクセス件数が多かった旧ページにつきましては、ご覧いただいた場合に新しいアドレスのご案内を表示し、リンクを張ることとしておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

市のホームページについてですが、私どものご提案に対し一定の対応をとって頂いた点については評価をさせていただきます。ただ他の自治体の取り組みと比較すると、リニューアルに伴う市民の方々にご不便をおかけすることに対する配慮が、表現も含めてまだまだ足りないと感じます。また先ほどホームページで案内しているとの答弁がありましたが、その案内はフラッシュで作られており、スマホの機種によっては見る事が出来ませんでした。最近ではホームページ上のコンテンツにフラッシュを用いることの是非についての議論もあり、今後のコンテンツ作りの中での見直しを要望しておきます。

【広報とよなかの催し掲示板について】

（一問目）

広報とよなかについて伺います。最新の3月号によりますと、「催し掲示板」は4月号で終了しますとあります。市民にとって情報発信の貴重な場だったと思いますが終了の理由について教えて下さい。

＜答弁＞

広報とよなかについてのご質問にお答えします。昭和49年から広報誌での掲載が始まった「催し掲示板」は、市民グループや団体が開催する催しを、いただいた原稿を元に紹介することで、その活動を支援するコーナーです。

平成25年4月号から終了する理由は、次の3点によるものです。

1点目は、市民グループが独自に PR できる媒体・手段が飛躍的に普及したことであります。ホームページや電子メール、SNS、地域情報紙など、市民が独自に多様な媒体を活用して情報発信することが可能になりました。

次に、市民の安心・安全や人権課題等に関する市政情報の発信の強化です。近年、安心で安全な暮らしや、子育て子育て、人権等における課題が、複雑、深刻になっており、誌面に制約がある中であっても、それらの課題をしっかりとページをさいて情報発信していく必要に迫られています。

最後に、掲載基準の判断が非常に困難になってきたためです。当掲示板では営利や政治・宗教に関わる活動を除くという掲載基準をあげておりますが、掲載後に、記事とは異なる開催の状況が見られる場合もございます。市民活動が多様化する中、原稿のみで掲載基準を判断することは難しい状況です。

以上の理由から、当コーナーを終了し、先ほど申し上げました市民の安心・安全にかかわる情報発信に、より一層力を入れて取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

（二問目）

広報とよなかについてですが、催し掲示板については、一定の事情があることは理解しました。ただ、広報の掲示板コーナーには市民が広く情報を発信し、また受け取る場としての重要性が認められると思います。特に高齢者の方々にはホームページというものはまだまだ敷居の高いものであったりします。そこで、掲載イベントの中で政治、宗教、営利的な活動がされてしまうことを理由の一つとして掲示板を廃止するのではなく、一定の条件を満たした団体さんに限っては掲載を認めるといった何らかのフィルターを通した上で掲載を認める等の手法により掲示板の存続を模索できないか、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

「催し掲示板」につきましては、先ほど申し上げた理由から終了となりますが、市民活動情報サロンや各公民館、またそれぞれの公共施設におきましても、一定の条件を満たした団体や登録グループの PR を行うため、チラシやポスターの掲出など、情報提供に係る支援を行っておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

広報とよなかについてですが、先週末に高齢者サークルの方から、「私たちはパソコンを使った情報発信などできない。掲示板は仲間を募る大事な場なので、何とか続けて欲しい」といったお声を頂きました。掲載要件を厳格にした上での催し掲示板の継続を検討することを強く要望しておきます。

また広報とよなか3月号では単に4月をもって終了しますとの案内があるのみです。これではあまりに市民に対して不親切だと思います。先ほどのホームページのリニューアルの件や催し掲示板の件、広報における市民の方々へのより一層のご配慮をお願いします。

【災害に強いまちについて】

(一問目)

災害に強いまちについてですが、先日、防災対策調査特別委員会委員懇談会で講演された関西学院大学の室崎教授の講演内容を交えながら、何点か質問させていただきます。

まず一つ目は、防災と減災に対する考え方についてです。室崎先生は講演で、小さな災害に対しては防災で対応すべきだが、大規模な災害に関しては、人間のできることは限られており、その中でできることを効果的に組み合わせることで被害を減らす減災の重要性を述べられました。豊中市として、防災と減災をそれぞれどのように考えられ、どのような取り組みをされてきたのか、また、現状における防災面、減災面それぞれの強化すべき点、課題として認識されている点を教えてください。

二つ目は、防災対策とともに危機管理に力を入れるという考え方についてです。室崎先生の言葉を借りると、防災とは、想定外を起こさないようにするリスクマネジメントであり、減災とは、想定外が起きても対応できるようにするクライシスマネジメントであると考えられます。リスクマネジメントに関しては様々な取り組みをされているように感じますが、クライシスマネジメントに関しては、市の職員一人一人の危機管理意識や能力の向上、市組織としての危機管理体制の強化という点で、どれだけの取り組みがなされてきたのかよく分かりません。そこで、これまでどのような取り組みをされてきたのか、また今後どのような取り組みを考えておられるのか、現状における課題認識も含めて教えてください。

三つ目は、現在作成されている豊中市地域防災計画がどのような過程で作成されたのかということです。室崎先生は、コンサルに頼んで被害想定をさせたり、地域防災計画を作成させたりしてもまともなもの出来ず、お金の無駄である。豊中市民でもない、豊中市の業者でもない人が地域防災計画を作成しても地域性に沿わないと痛烈に批判されていましたが、この点について、豊中市の実態と見解を教えてください。

四つ目は、目標管理の明確化についてです。地域防災計画には、誰が、いつまでに、どれだけのことをするのかという具体的な数値目標がありません。あれもこれも出来ないことも含めて建て前的に述べるのではなく、出来ることと出来ないことを選別し、出来ることを時間や目標を数値化して、確実に達成していくことが重要ではないかと思えます。

そこで伺いますが、豊中市の地域防災計画には、そういった総花的な内容や、実現が困難な建て前的な内容は一切含まれていないと言い切れるでしょうか。

また、実際に災害が発生した際に、地域防災計画や業務継続計画通りの対応が可能か否かは、市民を巻き込む大規模かつ実践的な訓練をしない限り、判断や評価が出来ないと思いますが、そのような訓練の実施を検討されているのかどうか、また、もしそのような訓練が困難な場合は、どのようにして、計画の実現性や有効性の評価や確認、判断をされるおつもりなのかお答え下さい。

また、もし評価がなされた場合、目標が達成されなければ責任を問い、手段や方法を変える検証から改善への仕組みや、何らかの対策改善をした効果が即座に被害想定に連動させる仕組みは整っているのでしょうか教えてください。

五つ目は、被災の実態や被災者のニーズなど現場の情報や個別具体的な情報は、

現場に出向いていかなければなかなか掴めないということです。ただ、実際に災害が発生すると職員の方々も被災されたり、すぐに市内に駆けつけられないことは容易に想定できると思います。そこで、昨年代表質問でもお聞きし、室崎先生も述べられていましたが、市役所OBの方々に災害時の情報収集役をはじめ、災害時の業務補佐をしてもらうような組織を構築し、登録しておいて頂くことは意義あることだと思いますが、このことについて改めてご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

危機管理室に係る5点の質問にお答えいたします。

まず、防災と減災の考え方ですが、地域防災計画においては、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、「安全、安心、災害に強いまち豊中」を基本理念とした防災ビジョンを、震災の翌年となる平成8年に策定し、これまで地域防災計画の総則部分に位置付けているところです。

しかし、今回の東日本大震災では、これまでの想定に基づく防災対策の脆弱さが明らかになる一方、「釜石の奇跡」に象徴される教育や啓発、また、災害時における要援護者への配慮・支援などの重要性が再認識されたところであり、市民の生命を守ることを最優先として、ハード、ソフト双方の対策を組み合わせながら災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方が重視されているものと認識しております。

そのため、現在、地域防災計画の修正作業を進めていますが、その中では、こうした認識に基づき、新たに「防災ビジョンの実現に向けて」という項目を計画に設け、減災の視点に立った対策の重要性を盛り込むこととしております。

防災・減災それぞれで強化すべき点ですが、防災面においては、学校施設をはじめとした市有施設の耐震化の推進とともに、穂積菰江線などの都市計画道路や防災機能を持った公園の整備など、災害に強い都市基盤を整備することや、庄内・豊南町地区において施行される防災街区整備地区計画など、市街地の防災性を高めることが重要であると考えます。

次に減災面ですが、「災害発生時には、自助・共助・公助の割合が7対2対1になる。」これは、ご講演された室崎先生がはじめて提唱された言葉と聞いていますが、この言葉のように、災害時に自助力や共助力が十分発揮されるためには、平常時からの、市民一人ひとりの災害への備えや、災害に対して柔軟に対応できる地域の防災力の向上が欠かせません。

そのため、自助については、今後とも出前講座やセミナーなど様々な機会を捉えて啓発を進めるとともに、共助については、自主防災組織の活性化や、校区単位で行われる自主防災活動への支援を引き続き推し進めることなどが、平常時における行政の公助としての重要な使命であると考えております。

なお、校区単位で自主防災活動を展開する小学校区が、現在20校区を数えることから、今後は、校区・地域間の意見交換を通じた交流や連携を図ることが課題であると受け止めています。

次に、職員の危機管理意識や能力の向上、また危機管理体制の強化に向けた取り組みについてですが、平成24年度は、昨年度作成した各部災害対応マニュアルに基づく研修や初動要員を対象とした研修、また、平成22年度より運用を開始した危機管理対策システムを活用した災害対策本部運営訓練、さらには、地域住民も交えた避難所開設訓練や豊能地区3市2町による合同防災訓練などに加え、東日本

大震災に関わっては、昨年度に引き続き、被災地派遣職員による、経験と教訓を語り継ぐ職員研修などを実施してきました。

今後は、災害対応要員としての心構えや発災から参集までの行動手順などを簡潔にまとめた、携帯用の職員災害初動マニュアルを現在作成中ですが、災害対応要員としての自覚や意識を醸成するとともに災害発生時に的確な行動が行えるよう、これを全職員に配布してまいります。

また、先ほど述べましたような、複数部局また全部局を対象とした研修や訓練については、次年度以降も、危機管理室において計画的に企画・実施してまいります。今後においては、災害時にそれぞれの部局が、所掌する災害対策業務を迅速・的確に遂行できるよう、各部局が自律的な訓練や研修等を通し、マニュアルの整備・改善や実施体制の整備・強化を図っていくことが課題であると考えております。

次に、地域防災計画がどのような過程で作成されたかというお尋ねですが、本市の地域防災計画作成の大きな転機は、阪神淡路大震災であったと考えております。

先ほど申し上げた計画全体を貫く基本理念を示す「防災ビジョン」は、かねてより庄内地域の災害に強いまちづくりにも尽力いただいていた、室崎先生の参加も得ながら、阪神淡路大震災が発生した平成7年より、市民参加により議論が進められ、手作りで作成されました。

また、このたびの東日本大震災では、その教訓を受け、国の防災基本計画や大阪府の地域防災計画などが大きく修正されることなどから、平成24年度は、国や府などの情報の収集・集約作業を中心にコンサルタント業者へ業務委託しているものでございます。

なお、計画の修正にあたっては、庁内パブリックコメントや防災会議を構成する各関係機関などへの意見聴取、また、現在取りまとめ作業を行っている市民へのパブリックコメント、さらには、今月に開催予定の防災会議における審議と、本市の実情に沿った計画となるよう、様々な立場や視点からご意見を頂きながら取り組むこととしておりますので、ご懸念の、コンサルタント業者へのいわゆる丸投げといったことはございません。次に、地域防災計画は総花的ではないかというお尋ねですが、地域防災計画は、本市をはじめ、各防災関係機関などがとるべき災害予防、応急対策及び復旧に関する各種業務を、業務ごとの単位に区分し体系的にまとめたものであります。

計画では、災害対策本部の各部や班の実施すべき業務が、各業務単位ごとに他の班とともにまとめられているため、網羅的・総花的な印象とともに、それぞれの部局や個々の職員にとって、それぞれの役割や各部局相互の連携を把握するには難しい面があり、また、複数の業務を担当する場合は、様々な個所を参照する必要があるなど、地震発生時の緊迫した状況における運用には課題がありました。

そのため、「災害時には何をなすべきか」を明快にすべく、災害対策本部の各部班ごとにその担当する業務を区分し、実施項目及び手順、実施時期、関連部局などを具体的に記載した各部災害対応マニュアルを昨年度に策定したところです。

次に、計画の実現性や有効性を評価するためには、市民を巻き込む大規模かつ実践的な訓練を行う以外にその手法はないのではないかとのお尋ねですが、災害発生時には、人命の救助・救出、医療救護活動、ライフラインの復旧、避難所の開設、救援物資の供給、市民への広報、国・府など関係機関との連絡調整などなど、多岐に渡る業務・対策が実施されることから、これら様々な状況を想定した内容を盛り込んだ

訓練を限られた時間の中で実施することは困難であるとともに、実施後の検証・評価も、掘り下げたものにならないのではないかと考えます。

そのため、行政の災害対応能力の向上に向けては、先ほど答弁いたしましたような、それぞれの状況に応じた研修や訓練をひとつひとつ実施するなかから、問題点の洗い出しや課題の抽出を行い、手法や方法の改善につなげていく取り組みを、また、市民一人ひとりの災害への備えや、災害に対して柔軟に対応できる地域の防災力の強化に向けた必要な支援を不断に行っていくことが重要であると認識しております。

最後に、予備職員制度の創設に関するお尋ねですが、本市では、災害対応業務とともに、優先的に継続すべき通常業務の選定をあらかじめ行い、必要資源の確保など事前対策を検討することを目的とした業務継続計画を昨年度に作成いたしました。

業務継続計画にあげられる非常時優先業務やその着手時期については、平常時より各職員が理解を含めた上で、災害時に迅速かつ柔軟に対応していくことが求められるため、お尋ねの予備職員の活用につきましては、緊急時や発災直後においては、退職後の職員の年齢・体力の問題や、緊急時参集、業務遂行などの面で課題が多いものと考えます。

また、本市では、災害時においても長年の経験で培った技能・能力を活かした対応が可能であることから、再任用終了後にさらに働く意欲のある者は、市の臨時職員等に登録する制度があり、こうした制度を活用し、復旧・復興期における事務量の増大に対応するなど、必要に応じて雇用可能な状態となっておりますのでよろしく願いいたします。

(意見・要望)

災害に強いまちについてですが、市の防災及び減災に対する考え方や課題、取り組むべき方向性は理解できました。また、職員の危機管理意識や能力の向上、危機管理体制の強化に向けた取り組みや、地域防災計画の策定過程やその中身についても理解しました。

防災力や減災力の強化、職員、市民それぞれの危機管理意識や能力の向上、危機管理体制の強化は、すぐに実現できるものではなく、訓練にしても、研修にしても、啓発活動にしても、常日頃からの少しずつの積み重ねでしかないと思います。ご答弁では、豊中市地域防災計画は本市の実情に沿った計画になっているとのことでしたし、各部災害対応マニュアルも策定されていますので、あとは、それらの計画やマニュアルの実現性や有効性を検証するために、様々な研修や訓練を地道にコツコツと継続的に行って頂くことを要望しておきます。また、特に減災力の強化には、市民一人ひとりの自助力や共助力を高めることが何より重要だと思っておりますので、何でもかんでも行政がやろうとするのではなく、市民に対して行政が出来ることと出来ないことを明確化し周知するとともに、自助や共助の重要性の啓発や意識づけにもより一層ご尽力頂くことを要望しておきます。

最後に、予備職員制度の創設に関する質問に対して、「退職後の職員の年齢や体力の問題を理由に業務遂行などの面で課題が多い」とのご答弁がありましたが、そうであれば、市が再任用制度を活用して退職後の職員を多数雇用していることと矛盾しているように感じますので、予備職員制度の創設については、もう少し前向きに検討して頂くことを要望しておきます。

【人件費について】

(一問目)

人件費について伺います。平成25年度予算における人件費削減についての内容(特に各項目の効果額や給与制度見直し、給与の一律削減)について教えてください。

また、今後の給与制度を考えるにあたって現在の給与等の現状を把握する必要があります。そこで、平成25年1月1日現在の一般行政職・技能労務職の各平均給与月額を教えてください。また、昇給について制度の概要(特に人事評価等との関係)と本年度の職員数における昇給にかかる職員数の割合・号給数別の割合についても教えてください。

<答弁>

平成25年度予算の人件費削減内容についてですが、平成18年度の給与構造改革時における経過措置の廃止により全会計ベースで約2千3百万円、退職手当にかかる調整率の引き下げにより、約1億2千2百万円、引き続き時間外勤務縮減に取り組むことにより約3千4百万円、特別職及び管理職の給与減額により約7千3百万円、人員体制の見直しにより約1億4千8百万円、計約4億円の削減を予算に反映させています。

次に、平成25年1月1日現在の全会計ベースでの平均給与額についてですが、時間外勤務手当等の実績給を除きまして、一般行政職が38万9千9百円、技能労務職は38万5千5百円となっております。

次に、昇給制度の概要についてですが、1年間を良好な成績で勤務した場合に給料表の同一等級で上位の号給に格付けするもので、昇給の号給数は課長級以上が3号給、その他の職員は4号給を標準としています。勤務成績が良好でない場合や、昇給日において育児休業・病気休職中の場合、療養休暇や介護休暇の取得日数が一定日数を超える場合等においては、昇給しない又は昇給号給数が減ぜられる取り扱いとしています。

また、平成25年1月現在在職している職員のうち、1月1日に昇給した職員の割合は93.9%、昇給幅が4号のものは75.6%、3号は10.1%、2号は7.5%、1号は0.7%、昇給しなかった職員は6.1%となっておりますのでよろしく願います。

(二問目)

人件費について再度、お伺いします。これまでに引き続く人員体制の見直しを中心に各種手当の見直し、時間外勤務縮減の取り組み等により人件費総額を削減されてきたことについては理解しました。

ただし、一般行政職・技能労務職の各平均給与月額については、給与表の内容が同じものであるため当然かもしれませんが、あまり差がないことを確認しました。

また、昇給については管理職、それ以外の方ともに極めて高い確率で3号ないし4号昇給しているという実態も確認しました。

ところで先般、箕面市において民間企業の勤務経験のある若手職員を中心に構成する人事給与改革プロジェクトチームが人事・給与制度構造改革プランのたたき台を

作成されました。未来を担う若手職員がこのような取り組みをされることは素晴らしいことだと思えます。そこで、豊中市でも、同様のプロジェクトチームを作って給与制度の検討を進めてはどうかと思えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

次に先ほどのプロジェクトチーム案の内容は多岐にわたりますが、例えば、年功序列型制度を廃した給料表への改定・各役職間に大幅な差を設けた管理職手当への変更等により、上司と部下の給与額に逆転現象が起きない制度や、従来は行政職と同一だった技能労務職の給料表の分離などが挙げられます。

これらの内容について豊中市で取り組むことができないか、市の見解をお聞かせ下さい。

さらに、昇給については横並びの実態があると言えます。これは職員のモチベーションの観点からも疑問を感じます。現行昇給制度についての課題と、昇給制度について次年度以降どのような取り組みをされるのか、教えて下さい。

<答弁>

民間企業に勤務経験のある若手職員を中心に給与制度を検討することについてですが、本市では、毎年全職員に対し実施している「職務状況報告書」のなかで、人事管理全般に関する意見、提案を記入してもらい、人事給与制度を立案する際の参考としておりますので、プロジェクトチームを作ることは考えておりません。

また、給与制度の見直しについては、地方公務員法等に規定されている均衡の原則等に照らしながら、引き続き適正化に努めてまいります。

次に、昇給制度についてですが、豊中市人材育成方針では、職員の意欲や能力を引き出すため、人事評価の結果を適切に人事・給与制度に反映させることが必要である旨を示しており、その中でも昇給制度への反映は重要な位置を占めるものだと考えています。

昇給制度の課題については、他の人事・給与制度と連携しながら、人事評価結果をどのように反映していくか、その仕組みを構築することであると認識しております。次年度以降、その具体的な手法を明らかにしながら検討を進めていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

人件費についてですが、箕面市の件は、若手の民間勤務経験がある方々が提言をまとめたこと自体に意味があると考えております。給与制度については、均衡の原則に基づくもののご答弁でしたが、豊中市ではいわゆる「かつての均衡の原則」による制度設計がなされているようで、非常に残念に思います。昇給制度を含め、職員のモチベーションの下がらない制度、納税者の納得のいく給与制度を目指すべきと考えます。

【高年齢者雇用安定法の一部改正に対する市の考え方について】

(一問目)

高年齢者雇用安定法の一部改正に対する市の考え方について伺います。高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、今年の4月1日から施行されます。豊中市では、現在、再任用制度を活用して、定年退職された職員の方々を再雇用していますが、今後も再任用制度による再雇用を継続していくおつもりなのでしょうか。もしくは、今後の雇用方法や雇用体系の変更や変更に伴う職員全体の給与水準の変更などを検討されているのでしょうか、お答え下さい。

<答弁>

高年齢者の雇用につきましては、年金の支給開始の年齢の引き上げにより、雇用と年金の接続が大きな課題となっています。

本市におきましては、いわゆる高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、これまでも定年退職者で一定の要件を満たす者を再任用職員として任用しており、今後においても引き続き再任用制度を運用することが基本であると考えています。

雇用と年金の接続の課題につきましては、国の方でも様々な議論が行われていると聞いており、地方公務員にかかる法上の取り扱いについては現時点で必ずしも明らかになっているものではありませんが、国の動向を注視しながら、必要な見直し等も含め再任用制度のあり方を検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

(意見・要望)

高年齢者雇用安定法の一部改正に対する市の考え方についてですが、今後も再任用制度を運用していくということで、定年延長は考えておられないと理解しました。

今後も再任用制度の運用を継続していくのであれば、再任用制度の業務領域、業務内容、給与体系などのあり方を費用対効果や再任用職員を配置する有効性や適材適所などの観点から十分検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【職員の出退勤、休暇取得に関する管理体制について】

(一問目)

職員の出退勤、休暇取得に関する管理体制について伺います。先日、職員が今年度に付与された年次有給休暇の日数について、休暇表の内容を書き換え、休暇を不正に取得していたことが明らかになりました。職員がした行為は許されるべきではなく、養護するつもりもありませんが、そもそも、組織として、市の職員の出退勤や休暇取得に関する管理体制にも問題があったのではないかと思います。市は、どのような方法で、そういった職員の情報を管理しているのでしょうか。職員の勤務状況や休暇取得に関しては、人事課が一元的にデータ管理をしているのではないかと思います。今回の件は、管理面にどのような問題があって生じたと考えておられるのでしょうか、お答え下さい。さらに、当該職員には、地方公務員法に基づいて、停職1か月という懲戒処分がなされましたが、文書を改ざんした点において、文書偽造等の刑法上の罪にも該当するように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

職員の出退勤は、カードリーダーによる出退勤時間の管理や、休暇・時間外勤務時間等をデータにより入力する「出退勤システム」により管理しており、基本的には全庁で共有しているシステムです。

しかしながら、一部の部局におきまして、勤務時間等の特殊性から別システムによる運用を行っているところもあり、本件の被処分者は昨年4月に異なるシステムを運用している部局間で異動になったことから、両システム間のデータ連動処理の過程で正しいデータが引き継がれなかったものです。

今後におきましては、本件を踏まえ、異なるシステム間のデータ連動にかかるチェック体制の強化など再発防止に努めたいと考えています。

本件にかかる刑法上の取り扱いですが、その行為の態様、市民生活への影響等を勘案し、停職1か月の懲戒処分とあわせて職階を1等級降任させる分限処分を厳正に行ったことを踏まえ、警察への告発は行わないことと判断したものですので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

職員の出退勤、休暇取得に関する管理体制についてですが、今回の件は、全庁的に共有管理している出退勤システムとは別のシステムを運用している部局からの異動職員が犯した事件で、異なるシステム間のデータ処理が正しく行われなかったことが原因とのことですが、システムの共有化は困難なようですし、同様の事案が再発する可能性は否定できません。基本的には、性善説のもとで組織管理、職員管理が行われているようですが、今回の事件のような公文書偽造という刑法上の罪に問われる可能性のあるようなことをする職員も実際にいたわけですし、職員の管理体制に関しては、より厳格にして頂きたいと要望しておきます。

【市有財産の現状分析等について】

（一問目）

市有財産の現状分析等について伺います。現在の財政状況や市有施設の老朽化にかんがみ、市が保有する施設等財産について現状を把握し、その上で今後の施設の維持更新に要する費用を把握することが求められます。

平成16年に市の保有する施設の現状把握及び今後かかるであろう費用等について、一定の分析をされたと伺っています。そこで、その概要と市民に公表されているのか教えて下さい。

＜答弁＞

平成16年度に学校を含め市有施設について、施設管理者及び技術職員による目視による劣化調査を実施し、その項目は、屋根、外壁等の建築工事、電気整備、給排水設備、並びに空調設備等であり、その費用は、各部位の仕上げ及び各設備機器の更新周期を基に算出しており、その結果今後30年間で維持補修にかかる費用の合計は約1500億円という費用が必要となっております。

市民への公表は、市のホームページにて、「豊中市市有施設有効活用計画」に、維持費用の総額は記載されております。

（二問目）

市有財産の現状分析等についてですが、平成16年度に分析はしたが、概算額が30年間で1500億円と予測されることのみを市民に公表されたとのこと。平成16年度以降の8年間の情勢変化を踏まえた見直しは不十分ですし、個別の資産の状況については市民に公表もされていないのが現状です。

ところで、今後30年間で1500億円という費用、単純に1500億を30で割ると年50億円ということになりますが、市有財産の維持更新に関する今後の財政上の目途はついているのでしょうか。もし、目途がついていないのであれば、軽々しく財政危機は脱したという判断はできないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

一方で、資産活用部としては耐震工事等に手がいっぱい、今後のコスト等を把握する為のデータベースの整備や市民への公開に向けた取り組みをする余裕がないようですが、現状分析とその公開は資産活用及び財政の観点から喫緊の課題と思います。これらのことを早期に実現するためにはどうすればよいか、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

平成16年に算定した市有施設の維持補修にかかる経費につきましては、既存の全市有施設を維持していく場合の試算であります。今後、市有施設有効活用計画に基づいて、計画的な維持・修繕や複合化・多機能化・戦略的配置を進めることにより、施設全体の効用の最大化とともに、経費の縮減につながると考えております。さらに、このたび道筋をつけた特定事業における施設配置の見直し等の継続工程を着実に実施することにより、今後も一層の財政健全化を図っていくものであります。それらをあわせ、自律的な財政運営を維持してまいります。

今後の市有施設の維持経費の問題は、重要な課題と認識しておりますが、ただいまご答弁いたしました取り組みを既に進めているところであり、この問題があることをもって財政危機を脱していないとか、再度、財政危機に陥るといような認識にはございません。

つづいて、市有資産についての維持管理コスト等につきましては、次年度を目途にデータベースを再整備し、現状把握とともに市民への公表を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

市有財産の現状分析等についてですが、先ほどの答弁で、現在の取り組みを進めていけば、市有財産の老朽化により生じる財政的な課題もクリアできると市としては認識されていると理解しました。また、市有財産については次年度に市民への公表を行って頂けるとのことですので、次年度の取り組みを大いに期待しておきます。

【行政財産の目的外使用について】

(一問目)

行政財産の目的外使用について伺います。昨年11月に「行政財産の目的外使用に係る料金等の基準」を策定されました。市の収入確保の観点から、このこと自体は一定評価します。そこでその概要、特に賃料算定の際に用いる不動産の評価基準を教えてください。併せて減免の基準も教えてください。

一方、現在、第一庁舎1階に金融機関の ATM が設置されています。これも行政財産の目的外使用だと思いますが、どのような基準で現在の5つの金融機関の ATM を設置しているのかを教えてください。

さらに ATM コーナーの一つにスポーツ施設情報システムであるオーパスを設置されていますが、あまり利用されているようには見えません。オーパスの利用状況と当該機器についての今後の方針について教えてください。

<答弁>

市有施設の使用料の算定につきましては、建物使用料は減価償却費をその使用料といたしております。減価償却につきましては、定率法と定額法があります。本市の施設価格が急激に下落するとは考えにくいと判断しまして、定額法を採用し、建物取得価格を当該施設の耐用年数で割った価格、それに使用許可面積率を掛けたものを使用料といたしております。

土地使用料につきましては、当該施設の建築面積掛ける占用使用料で土地全体の使用料を算定し、使用許可面積率を掛けたものを使用料といたしております。

火災保険につきましては、全体の保険料に使用許可した面積率を掛けた保険料と算定しております。

これら建物使用料、土地使用料、火災保険料を合計したものが、施設の目的外使用料といたしております。

次に、料金の減免の考え方でございますが、減免基準を大きく3分類しております。第一分類は、本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合については、100%の減免としています。第二分類は、市の事務・事業との密接な関連性を有する事業及び公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合については、50%の免除としております。第三分類は、第一、二分類に属さないもの及び営利収益目的の場合につきましては、減免なしと致しておりますのでよろしく申し上げます。

オーパスシステムは、スポーツ施設の予約や空き情報の提供などを街頭端末、インターネット、携帯電話などから行うシステムでございます。

その利用状況でございますが、1月末現在で、市内11か所に配置されています街頭端末から約9千件、パソコンや携帯電話、インターネットから約11万8千件となっております。

街頭端末の利用件数が年々減少していることから、リース期間を終了した、比較的使用頻度の低いものから、縮小してまいりたいと考えております。

ご質問の第一庁舎 ATM 横につきましては、本年10月に撤去してまいる予定でございますので、よろしくお願いたします。

現在、5つの金融機関の ATM を設置している基準につきましては、豊中市指定金融

機関及び豊中市指定代理金融機関5行からの行政財産の目的外使用許可申請書を受け、設置許可をしております。

(二問目)

行政財産の目的外使用についてですが、算定基準については、取得価格を基に算定されるということです。ところで、実際に市が施設を建設される場合には起債をすることが一般的であり利息を支払うことは当然です。とするならば、賃料算定の基準として現金一括払いを想定した取得価格を用いるというのは基準として疑問があります。また、取得価格以外にも様々な不動産価格評価方法があります。これまで抽象的な話をしてきましたが、これでは市民の方にとってイメージがわからないと思いますので、例えば市役所の施設を目的外使用許可すると1㎡当たりの使用料はいくらになるか教えてください。

次に、ATMブースについてですが、答弁によるとオーパスは25年度中に撤去されるようです。市民の利便性向上のため、また、市の財源の涵養のためにも、現在のオーパス設置場所に他の金融機関のATMを設置することを検討してはと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

先保護、ご答弁しました施設の算定基準に照らし合わせて積算いたしますと豊中市役所においては、1平方メートル当たり年間で約7880円となりますのでよろしくご願いたします。

オーパスを設置しているスペースの今後の利用につきましては、引き続き市の業務としての利用や金融機関 ATM 等の導入も視野に入れ、来庁者への利便性、市民サービスの向上になるよう検討してまいります。

(意見・要望)

行政財産の目的外使用についてですが、先ほどの答弁で、市役所庁舎敷地内の算定基準によると、例えば140平米の場所を目的外使用許可し50%免除する場合の賃料については、年間約55万円ということになります。税金で建てた公共施設の目的外使用の賃料については市民感覚からかい離したものにならないよう今後、算定基準について厳格な見直しをして頂くことを要望します。また、目的外使用として相応しくない事例がないか、また使用料減免の基準そのものや実際の適用の妥当性については、今後、質問できればと思います。

またATMについては、できる限り市民の利便性を向上し、なおかつ収入源を涵養するためにも「第6の」ATMブースの有効活用を図って頂くことを要望しておきます。

【(仮称)文化芸術センターについて】

(一問目)

(仮称)文化芸術センターについてですが、箱物を作ってから、中身の議論をしたり、箱物に合わせて設置目的や役割、事業を設定するようなことがあってはならないと思いますが、実施設計がほぼ固まってきた(仮称)文化芸術センターにはどのような役割、機能、効果を発揮してもらいたいと考えておられるのか、さらに、それらを発揮するために、具体的にどのような理念や意図、ビジョンを持ってハード面に盛り込むとともに、ソフト面での事前準備にあたられているのか、お答え下さい。

また、具体的に、ホール、会議室、展示室などそれぞれのスペースの利用者数、稼働率はどれくらいを見込まれておられるのでしょうか。

さらに、昨年の代表質問の答弁で、展示予定の作品の種類や展示年間スケジュールについては、人的体制も含め、検討をしていくとのことでしたし、重要文化財の展示については、基本設計が固まった段階で、文化庁の基準に適合するかの判断や要件をクリアするために必要なコストが算出できるとのことでした。それらの検討や算出はどの程度進んできたのかについてもお答え下さい。

<答弁>

(仮称)文化芸術センターの役割、機能、効果でございますが、箱物を作ってから中身を議論するというのではなく、本市では平成16年の「(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想」策定時から現在まで市民や専門家、学識経験者からご意見を頂戴し、運営管理などソフト面の検討も行っております。

同構想では、「文化芸術の創造の場」など3つの基本的役割と、「ホール・美術・博物の3機能の連携」など4つの基本的性格を定め、市民との協働による文化芸術創造活動の支援や文化芸術を担う人材の育成などに寄与することを同センター設置の目的としております。

同センターは、同構想の理念等を踏襲した「(仮称)豊中市文化芸術センター整備計画」をもとに、幅広い催しに対応できる約1300席の大ホールをはじめ、市民による創造活動の発表の場に適した約200席の小ホール、その他多目的展示室や会議室、練習室、文化芸術の交流スペースなどを設置するものでございます。

稼働率の想定につきましては、平成20年3月策定の「(仮称)文化芸術センターに係る PFI 導入可能性調査」において他市の事例も参考にしながらモデルケースを設定し、諸室の稼働率などを想定しておりました。

しかしながら施設規模やその内容が異なることから、市民会館の休館直近の3年間の平均稼働率、大ホール42.0%、大集会室59.1%、会議室45%を少しでも上回るよう今後、施設の具体的な運営管理や事業展開などを検討してまいりたいと考えております。

同センターにおきましては、市民が文化芸術に親しんで、発表や鑑賞など様々な活動を通して想像力を養うとともに、市民の交流豊かな賑わいのある施設としてまいります。

次に、同センター内での重要文化財の展示、保存につきましては、大阪府を通じ文化庁と協議を重ねた結果、重要文化財の展示、保存が可能と考えております。なお、個別のスペースにおけるコスト計算は行っておりませんのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

(仮称)文化芸術センターについてですが、センターの設置目的や設備、理念は分かりましたが、肝心のセンターが建設されて、そのセンターで、どのような催しや企画が実施されるのか、どれだけの利用者があるのか、どれだけの施設稼働率があるのかなどについては明確なお答えはなく、施設の具体的な運営管理や事業展開などについては今後、検討していくとのこと。センターの建設は目的ではなく、市民に様々なサービスや利益をもたらすための手段とならなければならないはずですので、今述べたことをより真剣に、深刻に受け止めて頂き、箱物ありき、建設することが目的の考え方にならぬよう要望しておきます。

また、周辺地域の活性化という視点からの取り組みも、怠らないようよろしくお願いします。

【剪定枝のチップ化及び落ち葉の堆肥化について】

（一問目）

剪定枝のチップ化及び落ち葉の堆肥化について伺います。現在、豊中市の公園は主に砂地に遊具がある所が多いと思います。一方、海外などの公園では、遊具の周りを中心として、木材チップを張り巡らしクッションとすることで、利用者が転んだり、転落しても大きなケガにならないような工夫をされていることがよくあります。豊中市では、街路樹や公園、学校園庭などの剪定枝を一部チップ化していると思いますが、毎年、全ての剪定枝のうちどれくらいがチップ化され、どのような形で活用されているのでしょうか。また、市ではどれくらいの量の剪定枝をチップ化する機材を持ち合わせているのでしょうか。さらに、公園や学校園庭などの剪定枝をチップ化したものを遊具の周りに敷き詰めるなど安全対策に用いることは、環境面への配慮という観点からも有意義だと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

また、公園や学校園庭で生じた落ち葉や枯れ葉、雑草は収集されても、そのほとんどがごみとして焼却処分されているように思います。それぞれの公園や学校園庭で集められる落ち葉や枯れ葉を安易に焼却処分するのではなく、出来る限り堆肥化するよう努め、公園や学校園庭に戻せば、環境的にも良いのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

街路樹や公園から排出される剪定枝は、年間約300トンあり、そのうち約200トンを豊中市伊丹市クリーンランドと民間施設でチップ化し、主に土壤改良剤である「とよびー」の原料に活用しています。なお、クリーンランドが使用しているチップ化機械の処理能力は、1日当たり約1トンです。

また、学校におきましては移動式の機材を3台導入してチップ化を行い、花壇や学級園庭等の土に混ぜて、土壤の改良材として活用するなどを図っています。

剪定枝の有効利用については、環境への配慮の観点から有意義であると考えております。そのため、平成19年度から5年間、クッション材として遊具の下に敷くなど、チップ材の有効活用の検証を行いました。原料となる剪定枝には細い枝もあることから、破碎により棒状の鋭利なチップが生じることや、梅雨時期など湿気が高い時期には腐食するなど、安全上、衛生上の観点から、クッション材としての利用は難しいと考えております。

落ち葉や枯れ葉の堆肥化については、以前、試行的に公園で堆肥化に取り組んだ際、周辺住民の方から、火災の危険性や臭気などの苦情があつて、中止した経過があり、周辺住民の理解と協力がなければ、住宅に近接した小さな公園では難しいと考えております。しかしながら、落ち葉等の堆肥化についても、環境面から有意義なことであり、市民との協働により実施しているケースもありますので、教育委員会とも連携を図りながら、その手法等について検討してまいります。

（意見・要望）

剪定枝のチップ化及び落ち葉の堆肥化についてですが、剪定枝の有効利用が環境への配慮の観点から有意義であるとの認識を持って頂いてはいるが、有効

活用に向けた検証の結果、安全上や衛生上の課題があり、なかなか利用が難しいことを理解しました。

また、落ち葉の堆肥化についても、環境面から有意義なことであるとの認識を持って頂いている一方で、なかなか、周辺住民の理解や協力が得られず、広がりを見せていないことも理解しました。

意識や価値観は人それぞれだとは思いますが、市民や団体と連携して実施されているケースもあるようですし、より一層、市民に理解や協力を求めながら、環境面で有意義だと認識されている落ち葉の堆肥化については今後も推進を図って頂くことを要望しておきます。

【予算編成過程の見える化について】

（一問目）

予算の編成のあり方について伺います。市長は施政方針説明で、「行政活動の可視化と情報共有化を進め、議会や市民の皆さんに対して、一層の説明責任を果たしてまいります」と述べられました。そこで伺いますが、市の予算編成過程についてどのように可視化を進めておられるのか教えてください。

＜答弁＞

市の予算編成過程の可視化についてお答えします。

本市では、行政活動の可視化と情報共有化を進めるツールとして、平成23年度から統合型データベースを導入し、このツールを活用した計画・実施・評価・改善というマネジメントサイクルの構築を進めております。また、予算編成につきましては、各細事業ごとのフルコスト、財源内訳、事業内容を示した、事業別予算説明書を作成し、分かりやすい予算説明を進めているところでございます。

予算編成過程の可視化につきましては、その手法や可視化の対象となる範囲、時期などについて研究が必要と考えております。

（二問目）

予算の編成のあり方について伺います。現在のところ予算編成過程そのものの可視化はされていないということで理解しました。しかし、例えば図書館の図書購入費の増額を求める声があるものの、なかなか予算に反映されない。このようなケースではそもそも予算要求の段階で増額要求されているのか否かについて市民には分かりません。仮に増額要求をしていないとすると、現課として資料購入費増額を実現するためにいかなる努力をされているのかということが問われますし、増額 要求しているが財政上の理由で認められなかったということなら、図書館費の枠内で運営形態の見直し等により資料購入費を増やすのか、それとも予算全体の配分として他部局の予算を削って図書資料購入費に充てるのが可能なかといった検証をすることができると思います。

いずれにせよ、予算編成過程を公開することで、市長が仰った「行政活動の可視化と情報共有化」を進め議会や市民に対して一層の説明をして頂きたいと思えます。

予算要求から実際の予算額に至るまでの経過について大枠を市民に公表し、予算を審議する議会にはより詳細な情報を示されている他市の事例もあります。

そこで今後、予算編成過程を公開することについての市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

市の予算編成過程の可視化にかかる再度のご質問についてお答えします。

予算編成過程の可視化にあたりましては、その目的や対象を明確にするとともに、それに応じた手法の検討が必要と考えております。ご質問の他市事例のように、詳細な情報を示す手法もございりますが、例えば、マネジメントサイクルの流れに合わせた予算編成過程の可視化など、様々な手法が考えられます。

このため、今後、目的や手法などについて、研究が必要と考えておりますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

予算の編成過程のあり方についてですが、行政活動の可視化のメリットとして、外部からの検証可能性の確保があります。市民が納める税金の使い道を決めるといふ予算の編成過程は、外部からの検証可能性確保が強く求められるのではないのでしょうか。今後予算編成過程の可視化をすることが必要と考えていますので、宜しく申し上げます。

【豊中市債権の管理に関する条例について】

（一問目）

豊中市債権の管理に関する条例の設定について伺います。これまでも債権の管理、回収については取り組みを進められ、平成21年からは債権管理室を設置し、一層の強化に取り組んでこられたと思います。今回、新たにこの条例を設定し、市の債権の一層の適正化を図るとのことですが、条例がないことで、債権管理の適正化に支障をきたしていたことがあったのでしょうか。もしくは、条例を設定することで、これまでの債権管理や徴収業務に何らかの効果やメリットが生じるのでしょうか。お答え下さい。

また、条例案には、債権の放棄についての規定があり、私債権などについては、市長の権限で債権を放棄することが可能となり、議会に対しては、事後報告でよいということになります。金額の上限なく全ての債権に対して、議会の議決を必要とせず、市長の権限で放棄が可能となることについて、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

市の所有する債権につきましては、その種類により、適用法令や事務処理手順などが異なることから、より一層適正な債権管理を行うため、市の債権管理の包括的な指針として条例を制定するものです。

条例により、全庁的な債権管理ルールが整備されることとなり、具体的な基準に基づいた事務処理を行うことで、債権管理に係る業務の効率化、事務水準の向上につながるとともに、徴収すべき債権の確実な回収による歳入の確保の効果があると考えております。

また、昨年7月に策定の「歳入確保に係る基本方針」でもお示しております、「非強制徴収公債権」、「私債権」の債権管理・回収の事務水準の向上への取り組みを推進することにおいても効果を発揮するものと考えております。

本条例は、債権の放棄につきまして、議決を受けることなく市長の権限で放棄が可能となる旨を規定するとともに、債権の放棄の判断に際しての基準をお示するものでございます。

実際に債権を放棄するにあたっては、債権の状況を十分把握したうえで、徴収を継続することが困難であると判断される場合につきまして、金額の多寡にかかわらず、条例に基づき債権の放棄を行うものでございますのでよろしくお願いいたします。

（二問目）

豊中市債権の管理に関する条例についてですが、そもそも、未だに債権の管理や徴収事務をそれぞれの現課に担わせている理由は何でしょうか。債権管理室を設置している以上、その名の通り、債権の管理に関しては一元的に債権管理室に委ねた方が、より一層の債権管理の適正化、健全化が見込まれると思いますし、そうでなければ、債権管理室を設置している意義や効果が薄れてしまうと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

債権の管理回収につきましては、各債権に応じた適切な対応や回収方法があることから、基本的に担当課において行っておりますが、担当課で対応困難と判断される案件につきましては、債権管理室が助言・指導を行うなど、連携を取りながら進めております。

より一層の債権管理の適正化や健全化を目指すにあたり、一元的に徴収等を行うことは一つの手法であると考えます。

しかしながら、債権管理は今後全庁的に取り組む課題と認識しており、各債権の担当課の徴収事務水準を向上させることが、結果としてより一層の債権管理の適正化につながるものと考えております。

債権管理室におきましては、債権管理・回収に係る課題や各債権の状況の把握に努め、全庁的な徴収事務水準向上による債権管理の充実に向け、より実効性の高い方策を検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

(意見・要望)

豊中市債権の管理に関する条例についてですが、市の債権の一層の適正化を図るために条例を制定されることは否定しませんが、今回の条例が制定されることで大幅に債権管理の適正化が図れるものではないと思います。むしろ、債権の管理をそれぞれの現課がバラバラにしている非効率な現状を改め、一元的に債権管理室に委ねた方がより効率的、効果的な債権管理が行え、結果として、債権管理のより一層の適正化、健全化が見込まれると思います。条例制定も良いですが、同時に実務的な面での債権管理の合理化を図って頂くことを強く要望しておきます。

また、今回の条例では、私債権などについては、市長の権限で債権を放棄することが可能となり、議会に対しては、事後報告でよいということになりますが、そうであるならば、例えば、土地開発公社への多額の債権なども、この条例が制定されていれば、市長権限による債権放棄の可能性があった訳です。現段階では債権の金額や案件によっては、議会の議決が必要となるような一定の制限を設けた方が良いのかどうかを、もう少し検討する必要があると考えています。

【豊中市地域自治推進条例について】

（一問目）

豊中市地域自治推進条例について伺います。

まず、この1年で条例上の市長の認定を受けた地域自治組織の数はいくつでしょうか。次に、この条例に関わって、「地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要項が昨年11月に改正されていますが、改正に至る経緯、目的と内容について詳しくご説明下さい。

すでに条例上の市長の認定を受けた地域自治組織の規約を見ると、総会を最高議決機関とし、総会は60名以内の代議員で構成するとあります。その代議員の選出方法については、公募市民の代議員枠は最高10名までとなっており、それ以外の代議員はこの自治組織を構成する各種団体の代表者によって構成されることとなっています。ただでさえ少人数に制限されている公募代議員は応募者多数の場合、選挙ではなく抽選による選出となっています。つまり、一般地域住民には総会に意見を反映させるための議決権が全く無く、これではこの組織が決定した意思が地域の総意となる道理が存在しません。このような規約では同条例第4条の地域自治の原則に違反していると思いますが、このような規約でも市長の認定をされた理由をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

地域自治推進条例についての3点のご質問にお答えいたします。

まず、条例に基づく市長の認定を受けた地域自治組織は、1組織でございます。次に、助成要綱の改正に至る経緯でございますが、地域自治組織の形成のための「地域自治助成金」と、地域自治組織形成後の「地域づくり活動計画策定助成金」につきまして、1団体につき1回限りの交付であることから、当初に制定した要綱では、活動を終了した段階で清算する仕組みとしておりました。しかしながら、年度をまたいで終了した場合は、生産が年度をまたぐことになるため、年度ごとに清算する方式に改めたもので、実質的な変更はございません。

最後に、市長の認定を行った理由でございますが、ご質問にあります規約は、地域住民の誰もが参加して意見を述べるができる機会が保障された、開かれた場での議論を重ねて合意形成をし、作られたものでございます。また、内容的にも、地域自治推進条例第4条に定める地域自治の原則に即しており、同条例第7条第1項に定める要件を満たしていることから認定を致しましたので、よろしくお願い致します。

（二問目）

豊中市地域自治推進条例について再度伺います。地域自治組織としての認定に市が確認する事項があります。そこには、自主性の尊重と対等の原則の確認項目として『地域自治組織の取り組みに参加しない住民や団体に対して、不利益な取り扱いをしないこと』、民主性の原則の確認項目として『住民の誰もが、組織の意思決定に関する情報を得、または意思決定に参加できること』とあります。

意思決定の場である総会で議決権を有するのは圧倒的多数が団体代表者であり、圧倒的多数の代議員枠を団体代表者にしか認めないことは、参加しないことを理由

に不利益な取り扱いをしないという確認項目に反していると思います。このことについて市の見解をお聞かせ下さい。

また、公募枠が10人と少数に限定されている上に、応募多数の場合抽選になるということは公募枠に入ることができた住民だけが意思決定に参加できることになり、その他の住民は意思決定に参加できません。住民の誰もが意思決定に参加できることという項目にも反していると思います。このことについても市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず、「参加しないことを理由に不利益な取り扱いをしない」という確認項目でございますが、市長の認定を受ける地域自治組織は、全ての地域住民を対象として取り組みを行う組織であると条例第7条第1項第3号に規定されていることから、活動に参加しない住民であっても、地域自治組織が提供するサービスを受けられるようにすべきことを求めるものでございます。従いまして、総会の代議員の構成割合として、団体を代表する立場の住民の方が多いいことをもって、この確認項目に反するものではないと考えております。

次に、「住民の誰もが意思決定に参加できること」という確認項目でございますが、参加を希望する住民に開かれた組織とすることが大切であるため、地域の過重な負担にならない、現実的かつ、最大限、適切な手法を講じることを求めるものでございます。その具体的な方法は、地域自治組織の形成過程において、開かれた場で話し合いながら、地域の状況に応じて定めていくことが、地域自治の理念に合うものと考えております。ご質問の規定も、こうした過程を経て、公募枠を設定し抽選と言う手法を定めたことから、確認項目に反するものではないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

豊中市地域自治推進条例についてですが、最後まで見解の溝は埋まりませんでした。この条例では、認定を受けるとその地域の住民は全てその意思に関わらず、地域自治組織の構成員となります。今回の例で言えば、構成員であっても運営に参加している人とそうでない人とでは意思決定に持っている権利が違い、そういう仕組みでも市は認定することが分かりました。組織運営において「文句ばかり言って何もしない人間が足を引っ張る」といった話はどこでもよく聞きますし、今回取り上げた例で言えば、そのような人間に意思決定に参加させにくくした仕組みとも取れます。心情的には理解しないでもないですが、そこで思いを巡らせなければならないのは、一時的な理由も含めて様々な理由で運営に参加できない人は一体どうなるのかということです。参加できるにもかかわらず自らの意思で参加しない人は別として、参加したくてもできない人も地域にはおられるかも知れません。民主的だということであればその点にまで配慮した制度であって欲しかったと思います。様々な話し合いの場を持つことでその点を克服されようとしているとは思いますが、そういった話し合いの場での意見というのは議決権などの権利行使に裏打ちされてこそ効果のあるものであり、今回のように運営に参加する・しないによって持っている権利が違うというのはどう見ても民主的だとは思えません。これが任意の団体であれば我々が異議を

申し上げる立場にはありませんが、市が認定した『自治』の組織なのです。今は自治意識の極めて高い住民さん達によって運営されていると認識していますが、仮に、将来、悪意のある人たちが運営に関与し、運営側の住民が自らに都合のいい運営をし始めた時、参加していない住民はどのようにしてその運営をただしていけるのでしょうか。今地方自治においては、分権化が進んでいます。市という基礎自治体の果たす役割も今後増加するからこそ、地域内分権の担い手としての地域自治組織の果たす役割も大きくなっていくと思われます。この議論は単なる福祉や防犯・防災の取り組みを行う組織のことと捉えてはいけません。何度も申しあげますが、これは『自治』の組織なのです。ブレーキの無い列車に乗ったとしても上り坂では気づきにくいものです。しかし、下り坂ではじめて気づいてももう手遅れであることを改めて申し上げておきます。

【就労関連事業について】

(一問目)

就労関連事業について伺います。昨今の経済情勢の低迷により、厳しい雇用情勢が続いています。本市においては、雇用創造事業に取り組んでおられ一定の評価を致します。そこで、平成25年度予算における概要、特に総額と募集スケジュール及び告知の方法、そして平成23年度、平成24年度の1事業あたりの平均プロポーザル応募企業数と、随意契約もしくは応募が1件しかなかった事業の割合について教えて下さい。

<答弁>

平成25年度の緊急雇用創出基金による雇用事業については、平成24年度政府予算の予備費を充当した重点分野雇用創造事業と緊急経済対策として平成24年度補正予算に盛り込まれた起業支援型雇用事業が予定されております。いずれも緊急対策として早期の事業着手を求められており、市が実施する上でその効果や実現性などを検討した結果、平成25年度に実施可能な事業として、48事業、16億6083万円を計上しております。実施に向けては昨年度と同様に、基金を所管する大阪府との協議が整った事業から順次、3月後半から事業者募集や説明会などの準備を進め、4月以降速やかに契約、着手していきたいと考えております。なお、事業者募集等についてはホームページを用いて周知を図っております。

次に平成23年度、24年度に雇用労働課が実施した雇用事業についてお答えします。23年度は23事業のうち、プロポーザル方式で事業者を選考したものは16件。応募者は22事業者、1事業あたり平均1.4の応募です。1事業者の応募だった事業は9事業、56%でした。同じく平成24年度は37案件のうち、応募事業者数63事業者、平均1.7の応募となっております。1事業者の応募だった事業は24事業、65%となっております。

(二問目)

就労関連事業について伺います。先ほどの答弁では、3月後半から事業者募集や説明会等の準備を進め4月以降速やかに契約をされていくとのこと。かなりタイトなスケジュールであり、事業者側に立ってみますと募集内容を知ってから準備して応募することは、かなりハードルが高いと思います。そのことは平成23年度、24年度ともに1事業者のみの応募だった事業の割合の高さにも表れていると思います。また、告知の方法が市ホームページのみというのも、より多くの方に応募を検討して頂くためには不十分だと思います。募集のスケジュール、告知方法について改良の余地があるのではないのでしょうか。市の見解をお聞かせ下さい。

また、16億円という大きな額であり、賃金以外の部分にもお金が出るということであれば審査の際、豊中市内の事業者への配慮も必要だと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

緊急雇用事業に関する再度の質問にお答えします。緊急雇用事業は、失業状態に

ある求職者に働く機会と次の就職につながるキャリア形成を支援することを第一の目標としているものであり、1年という事業期間を有効に使い、十分な雇用とキャリア形成が図れるように、意欲的な事業者の募集選考に努めていきたいと考えておりますので、募集スケジュールにつきましては、スピーディーかつ効果的に実施できるよう検討して組み立てているものでございます。

また、事業者の選考にあたっては、その選考基準に市民等の求職者が就業しやすい条件や環境を評価項目の一つとし、市内事業者にも配慮したものとしておりますが、さらに個別の事業については、商工会議所等と連携をはかり実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

就労関連事業についてですが、事業そのものは将来の雇用を創出する可能性のあるもので重要性は十分に理解します。ただ、先ほどのご答弁の通り16億円あまりもの予算がつく事業ですし、できるだけ多くの事業者に応募して頂けるような取り組みを実施して頂くことを要望しておきます。

また、これらの事業を実施した結果、次の雇用につながる事が一番大事ですので、事業実施後の検証も十分して頂くことを要望しておきます。

【健康と食と地域活性化について】

（一問目）

健康と食と地域活性化について伺います。近年、団塊世代も60代に入り、シニア世代の全人口に占める割合が多くなってきました。それと歩調を合わせるかのように健康志向の市民が増加しているように感じます。

現在、日本人の死亡原因のうち約6割が生活習慣病によるものとされています。その生活習慣病予防に大切なこととして適度な運動の他に食習慣が挙げられます。今、健康志向の人々の間では食に対する関心が非常に高まっていると感じます。

数年前、体脂肪計を作っている会社の社員食堂で出されているメニューが話題となり、そのレシピ本が発行されました。その本は爆発的に売れ、昨年にはそのメニューを一般人でも味わえる店が東京にオープンし、話題になりました。

このレシピ本を実際に見てみますと、レシピ開発にあたってのコンセプトが書いてあります。それは、1食あたり500キロカロリー前後とする、塩を控える代わりにお酢で味付けをすることにより味付けに対する物足りなさを緩和する、咀嚼することで満腹感を得るためにゴボウなどの根菜類を多用し、煮物は柔らかくせず少し固めに煮る、ゆっくり食べるために肉よりも骨のある魚を多用するなど、なるほどと思わせる内容になっています。

しかし、いざ自分で作るとなると手間もかかります。現役世代にしてみればお昼は外食をする方も多いでしょうから、こんなメニューを手ごろな価格で出してくれるお店が身近にあれば非常にありがたいのではないかと思います。

昨年の本会議で他会派の議員さんから『国循弁当』が好評だというお話がありました。国立循環器病研究センターが開発し吹田市内の事業者が弁当として販売しているとのことでした。

一方、現在、市役所本庁舎の地下にある職員食堂では職員さんと委託事業者で共同開発した弁当の販売をしていると伺いました。まずは、この弁当の概要についてお聞かせ下さい。

<答弁>

本庁舎地下の職員食堂オリジナル弁当の概要についてですが、職員の「食」に対する意識の向上などを目的に、職員食堂のオリジナルメニューを考案するため設置した職員有志で構成する検討委員会と食堂委託業者が、約1か月間の検討期間を経て、昨年10月に考案したものです。昨今の健康志向にあわせて「ヘルシー」をテーマにしたものと、大阪国際空港就航都市などの「関係都市」をテーマにしたものがございまして、現在、毎月第3木曜日を販売日としております。

ヘルシーをテーマとした弁当については、低カロリーにこだわり健康に配慮したものになっており、購入者のアンケートでは高い評価を頂いておりますので、よろしく願います。

（二問目）

健康と食と地域活性化についてですが、先ほどの答弁で、職員有志が検討に参加したオリジナル弁当で「ヘルシー」をテーマにした弁当が大変好評を得ていると

ということが分かりました。職員の「食」に対する意識の向上を目的にされたわけですが、職員さんに好評であれば市民にも好評を得られるのではないのでしょうか。市民の「食」に対する意識啓発のためにも広げていくべきだと思います。そのためには、実際にそういった「食」を提供してくれる事業者をマチナカに増やす必要があると思います。この職員食堂での実績をもとに、事業者向けに新商品の開発などを支援していくことは可能か、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

実際に事業者がどのような商品を開発して販売するかは、事業者自身の選択でございますので、行政の出来ることは、ノウハウや情報を提供することと、それにより、新事業に取り掛かる際の事業補助やPR支援などであります。

ノウハウや情報提供として、魅力的な商品アイデアやそのメニューなどの情報が提供され、そこに魅力を見出して新商品メニュー開発に着手する事業所があれば、事業所の経営支援策としましては、新商品化や販路開拓の支援として、「中小企業チャレンジ補助金」の交付や「とよなか産業フェア」を初めとした発表・PRの機会を提供することが考えられます。

(意見・要望)

健康と食と地域活性化についてですが、職員食堂で実績があるわけで、事業者もそれなりに反応するのではないかと思いますので、ぜひ積極的に進めて頂きたいと思っております。

今回は、あくまで地域の活性化、経済振興の側面から述べてきましたが、市は市民の健康増進についても政策目標として挙げているわけで、今後、市立豊中病院や保健所など関連部局とも連携して頂き総合的に取り組んで頂くことを要望しておきます。

【高齢者施設の安全性の確保について】

(一問目)

高齢者施設の安全性の確保について伺います。皆さんの記憶にも新しいと思いますが、先月8日に長崎市において4名の方がお亡くなりになられるグループホーム火災が発生しました。過去の高齢者施設の火災を調べてみますと、平成18年1月に長崎県大村市のグループホームで7名死亡、平成21年3月に群馬県渋川市の老人ホームで10名死亡、平成22年3月に札幌市のグループホームで7名死亡、といった事案がありました。

ひとたび火災が発生すると犠牲者数が多いことが、高齢者施設における火災の特徴で、認知症であったり体が不自由であったりされるために避難が遅れてしまうことが指摘されています。

この間、国においてもスプリンクラーの設置補助制度などを整備してきましたが、設置基準に満たない施設においては依然設置されていない所が多いと仄聞しております。

そこでお伺いしますが、現在豊中市内に所在する認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置率を教えてください。併せて、避難訓練の実施状況を教えてください。また、設置を促す取り組みを市として行っているのかお聞かせ下さい。

グループホーム火災の特徴がもう一つあります。それは夜間、施設に当直あるいは夜勤として常駐する職員が入居高齢者の数に比べて少ないため、火災が発生した際に避難誘導できる人間が足りずに逃げ遅れる入居者が発生しやすいということです。では職員を増やせばよいかというと、夜間の常駐職員を増やせばその分入居者から料金として徴収しなければならなくなります。そこで取りうる方法として、施設の近隣住民にいざという時に協力してもらえようような体制を整えておくことが必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、豊中市内における認知症高齢者グループホームは28箇所ございますが、さる2月8日に長崎市におきまして同用途施設の火災が発生しましたことを受け、その翌日に市内のグループホームについて、緊急に立ち入り検査を実施しましたところ、消防法上、スプリンクラーの設置義務となる施設25箇所には適法に設置されており、設置基準に満たない施設3箇所にも自主設置されておりました。

したがって、スプリンクラー整備に関しましては28箇所すべての施設に設置されており、また整備の不備などの重大違反はございませんでした。

施設での避難訓練の実施状況につきましては、1年以内で未実施が3件、回数不足が1件ございましたが、これらの施設につきましては、早期に実施するよう指導を行っております。

認知症高齢者などが利用する施設は、火災が発生しますと非難の困難性により死傷者が発生しやすい施設でもありますことから、今後も、消防法令の基準に沿った指導を行いますとともに、福祉部局との連携を密にしながら防火管理体制の強化の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

認知症高齢者グループホームの運営基準では、非常災害時における訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとあり、施設が

地域関係者も含めて開催する運営推進会議の機会も活用しながら、協力の呼びかけや訓練を実施しているところです。

(意見・要望)

高齢者施設の安全性の確保についてですが、グループホームにおけるスプリンクラーの設置状況や避難訓練の実施状況、地域との連携・協力関係についてはよく分かりました。高齢者施設では消火器や消火栓も大事ですが、スプリンクラーが一番安心だと事業者からも伺っており、豊中市内では小規模な施設も含めて全てのグループホームにスプリンクラーが設置されているということで安心しました。一方で、避難訓練については、一部の施設に対しては引き続き実施するよう強く指導して頂くことを要望しておきます。

また、過去の火災の状況から言いますと、夜間に発生しているケースが多く、施設職員が少ない状況がほとんどであると思われます。そういった状況を想定した訓練も実施するよう指導をして頂くことを要望しておきます。

【自転車の走行空間について】

(一問目)

自転車の走行空間について伺います。

ご承知の通り昨年11月に国土交通省と警察庁による「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が出されました。これまでは、大阪府版の自転車利用に関する指針が出るのではないかとわれておりましたが、国交省・警察庁による地域の声も踏まえた上での詳細なガイドラインができましたので、今後は各市町村が直接国のガイドラインの趣旨を踏まえた施策をとっていく必要があります。

そこで、来年度、自転車の走行空間の創出に向けどのような取り組みをされるのか教えて下さい。また、ガイドラインには、様々な具体的な道路整備手法が示されており、中にはすぐにでも取り組めそうな手法も示されています。このような手法を25年度に実施する道路工事において採用していくお考えがあるのか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自転車の走行空間につきましては、平成24年11月に国土交通省と警察庁が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、走行空間の計画や設計の考え方、利用ルール及び総合的な取り組みが示されました。

平成25年度からは、これを踏まえ、市としてどういったことができるのか、どういう順序で進めるのか、どういう手法で方針を作っていくのか、検討してまいります。

また、歩道改良整備等におきましては、平成24年度から、自転車走行の安全性等も考慮して、試験的に、路肩における排水施設に幅の狭い製品を設置しており、引き続き平成25年度においても、試験的に実施していく予定であり、これらの結果を踏まえ、走行空間構造の標準仕様についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

自転車の走行空間についてですが、自転車走行空間の創出については25年度以降、ガイドラインに基づく検討をされるということで、ようやく一歩進むのではないかと期待しています。この件の詳細についての質問は、委員会の方でさせて頂きたいと思っております。

【開発に関わる公開質問状や要望書について】

(一問目)

開発問題について、2つの案件について伺います。

まず一つ目は、(仮称)ユニハイム千里桃山台北側道路建設についてです。

これまでに市長に対して提出された要望書等の内容をもとに、いくつか確認をさせて頂きたいのですが、要望書によると、府警本部(豊中警察署)は「当該道路が11%の勾配で、片側歩道は危険だと警察も認識しており、今後豊中市と協議の機会あるごとに9%以下の勾配、両側歩道にするよう申し入れていく」と言及されたとあります。

また、豊中警察署は「11%の勾配、片側歩道では車両通行許可を出さない」と言明されたとありますが、市は警察から11%の勾配、片側歩道では車両通行許可を出さないと言われていなかったのでしょうか。それとも、警察が言明されたことを覆して許可を出したということなのでしょうかお答え下さい。

そもそも、警察の見解通り、9%以下の勾配、両側歩道にするよう業者に対して指導をしなかったのでしょうか。

一方、当該道路が建設されると東泉丘小学校の通学路となるわけで、最悪な危険箇所がまた一つ増えることになると思うのですが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

二つ目は、豊中百景「直立した地層(西緑丘)」の売却及び開発計画についてです。先月、豊中百景(西緑丘・直立した地層)を守る会から市長及び議会それぞれに提出された公開質問状の内容をもとに確認の意味も込めて質問します。

まず、当該地が豊中百景に選ばれた経緯と、豊中百景とはどういうものなのか、市としての位置づけについて教えて下さい。また、当該地を市が取得してから、地質調査、保存整備に向けた予算化の検討、断念、売却、開発相談に至るまで、詳細を教えて下さい。参考までに、保存整備に向けた予算化を検討されていたようですが、もし当該地層を保存する場合に必要な費用は維持管理などの関連経費等も含めてどれくらいと算出されたのか教えて下さい。また、具体的に保存を断念された理由について詳しく教えて下さい。

さらに、当該地の売買契約の解除や買戻しを求める声もありますが、もし、解除や買戻しをする場合、どれくらいの費用が必要になると想定されるのか教えて下さい。

一方、当該の開発計画の中で、当該開発地の西側に出入り口を作ることになると、子どもたちをはじめ、生活道路として西側道路を利用されている方々の安全性の確保が非常に懸念されます。

市として、開発に異議や不安感を持たれている近隣住民の方々や関係団体の方々などとともに開発事業者に理解や協力を求めることは可能だと思いますし、積極的に行うべきと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

開発に関わる公開質問状や要望書についてのご質問のうち、都市基盤部にかかわります、項目についてお答えいたします。

まず、警察との協議経過でございますが、市は、当初警察から計画確定後に安全対策の協議を行うという方針を受けて、平成23年6月、開発業者に対し、北側道路

計画を含む開発変更を許可しています。その後、住民の動きもあり、警察から、縦断勾配の緩和と両側歩道への構造変更が望ましいとの意見を受けています。

市としましては、縦断勾配については、東西に既存道路があり、これを結ぶものであるため、11%にせざるを得ないと考えており、このことは、本年2月の大阪地方裁判所の「開発行為変更許可処分取消請求事件」の判決においても、道路構造令20条ただし書が適用されると解され、11%とすることが認められております。

また、歩道については、両側歩道が望ましいですが、道路構造令が改正され、歩道幅員が2m以上になり、幅員9mでは片側歩道しかできないこと及び、両側歩道とするには、東側マンション敷地の形状変更が必要なことから、片側歩道でもやむを得ないと考えています。

これらのことから、開発事業者に対して、道路計画を変更するような指導はしていませんが、道路接続については、地域の方々の理解を得るよう指導しております。また、安全対策に関しましては、警察との協議を行い、適切な対策が講じられるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ご指摘のような通学途上における子どもたちの安全確保が危惧される状況がある中、今年度、全市的に通学路の安全点検を行い、市のホームページや広報誌にて対応策の周知を図ってまいりました。教育委員会と致しましては、学校からの要望を踏まえ、警察や関係部局と連携し、子どもたちの安全確保に向けた対応策を検討してまいりたいと考えております。

とよなか百景に関するご質問でございますが、とよなか百景は、景観が市民のみなさんの共有財産であることの認識を深めていただく契機となることを期待して、市内にある良好な景観ポイントをPRするもので、景観形成に関する市の基本的な考え方を示した「都市景観形成基本計画」の施策の一つとして位置づけられているものです。

ご質問にある西緑丘の直立した地層が、とよなか百景に選定された経緯につきましては、平成元年に市内にある景観ポイントの公募を行い、応募の中から学識経験者による選考会を経て選定したものでございます。

次に、西緑丘の開発計画に関するご質問でございますが、当該物件につきましては、平成24年6月に開発行為者より「豊中市土地利用の調整に関する条例」の「開発行為等事前相談書」が提出されております。今後、「開発行為等協議申出書」が提出されることとなります。

西側道路の出入り口につきましては、昨年11月中頃より近隣住民及び学校関係者の方々より出入り口を設けないなど安全性の確保について要望がありましたので、開発行為者に要望内容を伝えた上で、近隣住民及び学校関係者の方々に対して誠実な対応を行うよう、市として求めてまいりました。

今後も引き続き、近隣住民及び学校関係者の方々との理解が得られるよう開発行為者に対して誠実な対応を求めてまいりますので、よろしく願いいたします。

地層の保存についてのご質問ですが、当該土地は、昭和42年頃、「西緑丘2丁目公共用地」として取得された土地であり、その後、しょうじ幼稚園及び道路整備後に残された崖地に、断層運動によって直立した珍しい地層が露頭し、注目されてきたものでございます。教育委員会では、昭和61年(1986年)、当時豊中市文化財保護審議会委員であった中世古幸次郎氏に依頼し、地層の総合的な調査を行い、その成果につきましては、平成元年(1989年)、『しょうじ幼稚園東側崖を中心とした地質

調査報告書』として刊行され、学術的な価値が明らかにされました。その後、平成7年の阪神淡路大震災により崖の一部が崩壊したことを受け、教育委員会は保護整備の本格的検討に入りましたが、震災直後の財政上の問題に加え、地層保存の技術的な困難さから、事業化には至りませんでした。その後も崖の劣化は進行し、平成18年2月、中世古会長による現地視察を経て、平成17年度第2回豊中市文化財保護審議会において、当該地層の保存は技術的に困難であること、総合的な調査がすでに終了していること、写真等による記録後は土地の売却はやむを得ない、との意見が提出されました。この審議会の意見を受け、教育委員会として地層の保存を断念するに至ったものであります。

平成21年以降、教育委員会と土地の所有者である豊中市土地開発公社、隣接所有者の間で土地売買についての協議を行い、平成22年6月、教育委員会は縦断層保存整備事業廃止理由書を豊中市土地開発公社経営健全化委員会に提出し、受理された後、公社内で払下げに向けた手続きを進め、平成23年2月、公社は隣接地所有者に対し、土地を売却いたしました。

また、当該地層を保存するために必要な費用ですが、当時の試算では、表面強化処理費として約3千万円、防護柵費用として約560万円、それ以外に、試算はありませんが、長さ30m以上の地層全体を保護するための覆い屋の設置、擁壁工事費、排水施設等の付帯工事を含めると億単位の費用が見込まれました。加えて、当時すでに崖は境界を越え、隣接地に大きく食い込んでいたため、公社所有地を整備するだけでは保存は困難であり、隣接地の土地の購入費がさらに必要と考えられました。

具体的に保存を断念した理由でございますが、すでに述べました通り、財政上の問題、および大阪層群という柔らかい地層の保存という技術上の問題が主な理由でございます。なお、売買契約が解除となる場合ですが、契約書第9条の定めにより、買受人が支払った売買代金を返還することになると聞いております。また当該地の買戻しにつきましては、すでに当該地の範囲内に保存すべき地層の大半は残っておりませんので買戻す理由はないものと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

開発問題についてですが、まず、(仮称)ユニハイム千里桃山台北側道路建設については、係争中でもありますし、また、市は、警察から縦断勾配の緩和と両側歩道への構造変更が望ましいとの意見を受けられているわけですので、近隣住民の方々がご不安やご懸念を抱かれることは当然だと思いますので、物理的な限界を考慮しつつ、どのような形で近隣住民、とりわけ当該道路が建設されると通学路として通行する子どもたちの安全を確保するのかの具体策を提示するなど、最大限の配慮や対応をして頂くことを要望しておきます。

豊中百景「直立した地層(西緑丘)」の売却及び開発計画については、これまでの経過を詳しくご説明頂き、財政状況、技術的課題を考慮して、売却を決断されたことを確認させて頂きました。一方、先日、学術研究者の連名で、市長宛にこの件についての公開質問状が出されています。非常に高度で専門的見地からのものがありますので、今後の事態の推移を見守りたいと思います。

【通学路の安全点検及び対策について】

（一問目）

通学路の安全点検及び対策について伺います。昨年、全国で登下校中の児童が交通事故に巻き込まれ死傷する痛ましい事件が相次いだことを受け、豊中市でも今年度、通学路の安全点検が実施されました。41小学校で302箇所の危険箇所を抽出されたとのことですが、どのような方法、基準で危険箇所を選ばれたのでしょうか。また、既に半数以上の箇所について対策案が取りまとめられたと伺っていますが、対策案は具体的にどういったものなのか教えて下さい。あわせて、スクールゾーンの定義とその効果についても教えて下さい。

＜答弁＞

通学路の安全点検及び対策につきましては、昨年6月に文部科学省から大阪府教育委員会を通じて緊急合同点検の依頼があり、定められた実施要領に基づき、交通安全の観点から危険があると認められる危険箇所について、各小学校が保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、抽出しております。

対策案の具体的な内容につきましては、スクールゾーン・交差点マークなどの表示や注意喚起の電柱幕を新設・更新する他、学校での安全指導や警察によるパトロール強化などを行ってまいります。

また、スクールゾーンとは、「歩行者とくに子どもの交通安全の確保をはかる特定地域」のことで、小学校を中心におおむね500m四方がこれに該当し、電柱表示や路面標示などを行うことにより、地域やドライバーに対して注意喚起を行い、安全確保に努めております。

（二問目）

通学路の安全点検及び対策についてですが、教育委員会がまとめられた通学路の安全点検対策箇所一覧によると、危険箇所の内容として、歩道が狭い、歩道がない、抜け道で交通量が多い、見通しが悪いなどのご意見が数多く見られます。一方、対策内容を見ると、パトロールの強化や注意喚起、安全指導が実に多くなっています。全てのドライバーに意識の啓発は出来ません。常にパトロールが行えるわけでもありません。さらに、パトロールを強化していても、暴走する車を止めることは出来ません。また、全てのドライバーが常に正常な状態で運転しているとも限りません。教育委員会は、本当にこのような対策で、全国で多発している事故から子どもたちを守れるとお考えなのでしょうか。物理的に難しくても、財政的に厳しくても、今回の安全点検の趣旨、目的からして、こういった対策案を提示することについて、市や教育委員会が本気で、子どもたちの命を守ろうとしているのか、非常に疑問がありますが、教育委員会のご見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

小学校が抽出しました危険箇所につきましては、教育委員会、都市基盤部、警察署との合同点検及び協議を通して、対策案をとりまとめております。

箇所によりましては、道路幅員が狭いことや道路構造上の問題などから、物理的に

対応が困難な箇所もございます。このような箇所に対しましては、パトロールの強化や注意喚起・交通安全指導を強化するとともに、「子どもの安全見守り隊」の活動の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

通学路の安全点検及び対策についてですが、物理的に対応が困難な箇所があることは十分理解しています。しかし、全国で発生している登下校中の子どもたちに車が突っ込んで死傷する事件を受けて安全点検をされ、安全対策を実施するというのであれば、パトロールの強化や注意喚起、安全指導では、突っ込んでくる車から子どもたちは守られず、即座に出来る対策として実施して頂くことは良いですが、パトロールの強化や注意喚起などで対策済みとされてしまうのは、どうかと思います。

物理的に困難である場所についても、子どもたちの歩行空間に如何に車両が進まないように出来るかを都市基盤部や警察と知恵を絞りあって、豊中市の子どもたちが登下校中に、全国で発生している痛ましい事故に巻き込まれないような対策を出来る限り講じて頂くことを強く要望しておきます。

また、今回の対策案として、路面標示「スクールゾーン」の設置も少なからず見られますが、スクールゾーン内で、特にハード面での取り組みが進んでいたり、ドライバーに対する制限が課せられたりといったことは、あまりないように思います。そもそも、スクールゾーンの定義や内容については、豊中市スクールゾーン対策委員会と豊中市安全協議会が「スクールゾーン対策の推進について」という資料を昭和47年に作成して以来、改定がなされていません。スクールゾーンにおける歩行者の事故を防止するためには、スクールゾーンに規定されている内容が現状の課題を解決するための有効な対策となっているのか、市、教育委員会、警察などで改めて精査し、実効性のあるものに見直して頂くことを要望しておきます

【図書館のあり方について】

(一問目)

図書館のあり方について伺います。平成16年度に豊中市立図書館協議会から『これからの豊中市立図書館の運営のあり方について』という提言が出されています。この中で、図書館運営への指定管理者制度の導入はなじまないものと思われると結論付けされています。今現在、あらためてこの図書館協議会に対して指定管理者制度のあり方について諮問がなされており、先日開催された図書館協議会において議論がスタートしました。本年の4月、5月、6月と残り3回の開催で意見を取りまとめるということになりましたが、先日の協議会において平成16年度の提言を前提に今後の話し合いが進められることになりました。この協議会では行財政改革のことについてはほぼ触れられず、協議会の資料を見ても豊中市の行革に関する資料は見当たりませんでした。一方、先日、行財政再建対策室から『新大綱達成プラン』 特定項目の進捗状況に関する資料が出され、この中で、『外部活力の導入(指定管理者制度による図書館の管理運営・各種業務の外部委託化・市民との協働)を検討』と記述されています。この書き方は明らかに外部活力の導入を前提に検討することを示していると思います。にもかかわらず、先日の協議会でこの『新大綱達成プラン』の資料をはじめ豊中市の行革関連資料を一切出さずに、平成16年度の提言を前提に議論することを決定したことは理解に苦しみます。これでは先に結論ありきの協議会運営だと批判されても反論の余地はないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、この『新大綱達成プラン』を先日の協議会の資料に出されなかった理由を詳しく説明して下さい。

<答弁>

図書館はこれまでも効率的・効果的な運営を目指してきたところでありますが、市の財政状況が厳しい中、「新大綱達成プラン」の特定事業に位置づけ、更なる見直しに取り組んでいるところであります。この行財政改革の取り組みを踏まえ、2月25日の図書館協議会の冒頭におきまして、「新大綱達成プラン」に図書館事業を、15の「特定事業」の一つに位置付けていることなどを説明致しました。

それをふまえ図書館協議会に指定管理者制度の導入について諮問を行ったものです。また、図書館協議会では、16年度の協議会の中で指定管理者制度の導入について課題整理を行った内容を提示しましたが、7年を経過していますので、今回改めて新たな課題や提案も含めて検討を行っていくという協議会委員の共通理解を図ったものであり、次回は、「新大綱達成プラン」の内容を提示し、今後の図書館運営のあり方についてご審議頂くことを予定しており、先に結論ありきの運営ではないと市としては認識致しております。

(意見・要望)

図書館のあり方についてですが、先ほどの答弁には2月25日開催の協議会に行革資料を出さなかった理由が入っていません。何度も答弁に入れるよう要請しましたが聞き入れられませんでした。

平成16年当時とは前提が異なっており、今、豊中の図書館は新大綱達成プランに

において特定事業の一つに挙げられています。それを踏まえて諮問するにもかかわらず、諮問を検討する協議会の1回目にその関連資料を出さないことは不思議で仕方がありません。その資料は2回目以降に出されるようですが、議論の方向付けを決める1回目でなく、方向付けが決まった2回目以降に出すのでは意味が違って くることは誰の目にも明らかです。審議会をアリバイ作りに利用している典型的な例であることを指摘しておきます。

恐らく、今後の審議会では、指定管理者制度はなじまないが、自動貸し出し機導入でカウンター業務を省力化することは可能であるとか、本質的な業務以外の部分で委託するべきといった話が出るのではないかと思います。しかし、そんな内容であれば、平成16年度の提言と同じです。何も変わりません。委員長ともう一人の学識経験者はすでに10年以上委員を務めておられます。ご本人たちも仰ってましたが、このお二人はこの平成16年度の提言を取りまとめた時にはすでに委員を務めておられます。さらにこのお二人のうち一人、日本図書館協会の 理事長を務めておられる委員は先日の協議会の中で『もう結論は出ている』という 趣旨の発言を何度もされています。そのような協議会で結論ありきの運営ではないと述べられた意味がわかりません。委員の選考も含めてもう一度仕切りなおして協議会をやり直すべきだと 指摘しておきます。もし、仕切りなおしてやりなおすのであれば答弁を求めますがそうでなければ答弁は不要です。答弁をされたら仕切り直しをするものとみなします。

このように図書館事業を見ても、すでに担当課は行革を進行する気がありません。今回、行財政再建対策を担う部署が完全になくなる案が出された一方、市長は施政方針で行革に対する不断の取り組みを市民に約束されました。言葉も大事ですが、内容や態度で示して頂かなければ、説得力が無いことを最後に指摘しておきます。